

富士しゃくなげ湖湖面利用ルール（案）

第1章 総則

第1条 ルールの名称

このルールは、周辺住民、湖面利用者及び関係行政機関などで構成する「嘉瀬川ダム利活用協議会」で合意されたルールで「富士しゃくなげ湖湖面利用ルール」という。

第2条 目的

本ルールは、富士しゃくなげ湖をさらに多くの方々に安全、安心、快適に活用して頂くこと、自然が豊かで美しい景観を保全すること、湖面利用マナーが向上すること、地域の活性化につながることを目的とする。

第3条 適用

本ルールは、富士しゃくなげ湖を利用する全ての利用者に平等に適用される。

第2章 湖面利用一般

第4条 湖面利用の範囲

富士しゃくなげ湖の湖面利用の内容は、下記のとおりとする。

＜湖面利用できる内容＞

- ・水遊び
- ・魚釣り
- ・動力を使用しない船舶等
（カヌー、手漕ぎ・足漕ぎボート 等）

＜湖面利用できない内容＞

- ・動力を使用する船舶等
（エンジン付きボート、水上バイク類、電動モーター付きボート 等）
- ただし、管理者の許可を受けた船舶は除く。

第5条 湖面利用の届出

富士しゃくなげ湖の湖面を利用する際は、利用の届出が必要となる。湖面利用の届出は下記のとおりとする。

＜利用の届出が不要な利用内容＞

- ・水遊び
- ・魚釣り

＜利用の届出が必要な利用内容＞

- ・動力を使用しない船舶等
（カヌー、手漕ぎ・足漕ぎボート 等）

なお、利用の届出は、国土交通省嘉瀬川ダム管理支所が定める届出書に必要事項を記載の上、事前に嘉瀬川ダム管理支所に提出すること。

第6条 利用の期間及び時間

1. 利用期間

湖面利用は、1年中可能とする。

ただし、降雨、強風、濃霧など、気象条件が悪い時は湖面利用を禁止する。

2. 利用時間

湖面利用の時間は、日の出から日没までとする。

第7条 湖面利用の区域

嘉瀬川ダム周辺、副ダム周辺、鮎ノ瀬ダム周辺は危険であるため立入を禁止する。水遊びの利用については副ダムから上流側の範囲とする。また、自然環境の保全のため「音無湿地」内は、自然環境に関する調査、研究、学習等の目的以外の立入を禁止とする。(別図参照)

第8条 船舶等の湖面への進入路

船舶等の湖面への進入路は別図に示す箇所とする。なお、富士しゃくなげ湖への進入はあたっては、国土交通省嘉瀬川ダム管理支所に事前に届出書を提出し、確認を受けるものとする。

第9条 湖面利用の禁止

湖面利用する場合は、ラジオ等で気象情報を確認し、気象庁佐賀地方気象台から佐賀南部地方並びに佐賀多久地区に大雨、洪水、風(台風含む)、霧、雷、雪、地震に関する注意報、警報が発令された場合は、湖面利用を禁止する。

第10条 不法係留等の禁止

湖面内では許可された船舶を除き、不法に係留することは禁止する。

第11条 安全管理

1. 湖面利用に関して発生した全ての事故については「自己責任」とする。
2. カヌーやボート等による湖面利用者は、救命胴衣(ライフジャケット)を必ず着用しなければならない。
3. 湖面利用者は、利用当日の気象情報を入手するなど、事故等を未然に防ぐために考えられる万全の対策をとること。
4. ダム管理員等は、湖面利用の安全やダムの運用のため、湖面利用の制限を行うことができる。その際は、湖面利用者はダム管理員等の指示に従うこと。

第3章 魚釣り

第12条 つりマナーの遵守

魚釣りによる湖面利用者は、つり針、つり糸等を放置しない等、つりマナーの向上に努めなければならない。

第13条 漁業協同組合への問い合わせ

富士しゃくなげ湖の一部に漁業権が設定されているため、魚釣りによる湖面利用者は、古湯地区漁業協同組合に問い合わせること。

第 14 条 外来魚に関する遵守事項

外来魚（ブラックバス、ブルーギル等）を持ち込んだり、持ち出したり、再放流してはならない。また、外来魚を捕獲した場合は、再放流せずに、適切に処分しなければならない。

第 4 章 環境の保全

第 15 条 ゴミの持ち帰り

湖面利用者は、湖面利用に起因するゴミ等は、持ち帰らなければならない。また、利用者に起因しないゴミ等についても持ち帰るように努めることとする。あわせて、ゴミ等を不法投棄する者を見かけた場合には、警察やダム管理者への通報に協力することとする。

第 16 条 迷惑行為の禁止

富士しゃくなげ湖周辺における居住環境や豊かな自然環境の保全に配慮し、富士しゃくなげ湖及びその周辺での騒音等の迷惑行為を禁止する。

また、湖面利用者は、地域住民や一般交通に支障がないように駐車しなければならない。

第 5 章 その他

第 17 条 ルールの変更

本ルールを変更する場合は、「嘉瀬川ダム利活用推進協議会」を開催して合意を得なければならない。

附則

本ルールは平成 25 年 4 月 1 日から適用する。